



別記様式(第6条関係)

議 長	事務局長	副 参 事	主 幹	主 査 任	主 事

政務活動費収支報告書

令和4年4月15日

北本市議会議長 工藤日出夫 様

会 派 名 緑風会
経理責任者氏名 村田 裕子

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり令和3年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入 (政務活動費) 720,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	224,440	研修報告書の通り
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	291,615	資料購入費使途基準項目別支出内訳表記載の通り
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	516,055	

3 残 額 203,945円

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和

3 年度分

使途基準 項 目	研修費	1/1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼 付 用 紙 No.	備 考 (按分率等)
令和3年 4月27日	「議員の学校：子どもの権利と地方自治体の政策—地方議会の果たすべき役割とは何か」 主催：NPO法人多摩住民自治研究所	54,000	1	
令和3年 8月6日	「理想の地方議員になるために必要なこと」「質問づくりのための疑問のすべてに答えます」 主催：地方議員研究会	10,000	1	
令和4年 1月30日	「公共施設特別研修」 (4講座)「令和4年度予算審議特別研修」 (4講座) 主催：地方議員研究会	120,000	2	
令和4年 2月9日	令和3年12月13日受講「コロナで枯渇した自治体財政」「まちのくらしを支える水道事業」 令和4年2月9日受講「歳出のポイント」 主催：地方議員研究会	40,000 振込手数料 440	3	
合 計 額		224,440		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙
No. (2)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 3 年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	2/3

領 収 証

2022 年 1 月 30 日

緑風会 様

★ ￥120,000

但 公共施設特別研修
令和4年度予算審議特別研修
資料・音声データ代として

上記正に領収いたしました



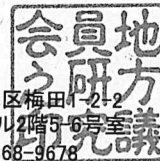
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田4-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



領収書等貼付用紙

No (3)

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会

令和

3年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	3/3

領収証

2022 年 2 月 9 日

緑風会

様

★

¥40,000

但

歳出のポイント

コロナで枯渇した自治体財政
 まちの暮らしを支える水道事業
 資料・動画データ代として

上記正に領収いたしました

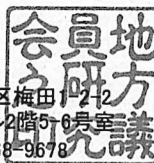
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	口座名義
0017	0379	4655	*****
取扱店	お取引日	時刻	手数料
37941	04-02-09	09:35	¥440
お取引内容	お取引金額(円)	振込	お取引後の残高(円)
振込	¥40,000	おつり	*****
お取引金額内訳	(1万円) (5千円) (1千円)	おつり	*****
お振込明細またはご案内	お振込金額(円)	おつり	*****

お振込明細またはご案内

楽天銀行

第四営業支店

普通預金

リョクワウカイ様

登録番号 0001

電話 048-591-1111

取扱い番号 400001

印刷税申告納付につき消和

税務署承認済

*印刷税を納付しない場合は*印で消してあります。→

<コロナ禍の学校現場と子どもの権利>

講師 荒井文昭 氏

・コロナ禍での学校の現状

2020年3月の一斉休校は、子どもたちから学校で友人や教職員と一緒に過ごす年度末の貴重な時間を奪ってしまった。世帯所得や世帯構造の違いによって、学習・生活習慣や健康状態の格差が顕在化した。政府の基準が曖昧な対応は、基本的人権の制約を拡大してしまう危険性がある。

・子どもの権利という視点

「子どもの教育を受ける権利」とは、自ら学習することができない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人に対して要求する権利を有することである。教育を施す者は支配的ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足を測り得る立場の者であることが責務である。

「子どもの意見が尊重される権利」とは、子どもは、自分の関係の有ることについて自由に自分の意見を表す権利をもち、その意見は子どもの発達に応じて十分に考慮されなければならないとされている。コロナの緊急事態を宣言した国々では、多くの子どもたちが身体的情緒的及び心理的に大きな影響を受けた。オンライン学習が進むことによって、既に存在する不平等を悪化させず、生徒と教員の相互交流に置き換わることにしないようにすることが大切である。インターネット環境が整わない子や、親による十分な支援が得られない子など教員による指導支援を必要としている子どもたちには、代わりの対策に努めるべきである。

「子どもの生きる・育つ権利」とは、子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保することとされている。

・コロナ禍での学校をめぐる顕在化した課題

学ぶ権利をいかに実現させていくか。当事者の声が決定に反映されているか。生活と学びを社会でいかに支えていくか。

<学校をめぐる政策動向と議会の役割>

・学校をめぐる政策の動向

GIGAスクール構想の1人1台タブレット端末の配布では、格差は縮小しない、民間開発ソフトにより画一化し教育実践の裁量が狭められる、個別学習の最適化というが学ぶ意欲の衰退や独創性衰弱の懸念がある。グローバル人材・理数系人材の育成では、産学官の連携協力による土台作りが求められる。小中学校での英語学習の拡充、スーパーサイエンススクールの推進等。

・子どもの権利実現に向けた取組

日本は少人数学級の実現が遅れており、公共施設の再編による地域学習環境の貧困化、子どもの居場所は喪失され続けている。多様な人々が生活していけるアジャイルな社会づくりには、トップダウンではなくボトムアップ、現場から声を吸い上げて組織全体が学習して適切な対応を取っていく。

学校に自治と共同の原則を貫き社会教育の強化（コミュニティスクール等）。土佐町議会は、子どもたちのストレス要因となる競争的な教育環境を改善するよう、全国学力テストをサンプル調査に変える意見書を提出している。

<子ども・青年の声を聞き、取り戻す取組>

児童福祉法改正規定(2016年)において、子どもの権利が尊重されていないことを懸念すると、国連・子どもの権利委員会から政府への勧告があった。デジタル社会においても一人一人が主権者として生きる。

<コロナ禍で見えた保育園をめぐる自治体の動き>

講師 井上晶子 氏

・保育制度の概要と保育所の状況

1947 年児童福祉法、2015 年子ども子育て支援新制度、保育実施の責任は市町村が負う。市町村が直接関与しない保育の多様化複雑化、子どもが受ける保育に格差が生じている。1990 年代半ばから共働きが片働きを上回り、待機児童は隠れ待機を含めると 10 万人近いとされている(2019 年)。保育士不足問題に対し、常勤保育士の配置規制を緩和し非常勤保育士を充てることが可能になったが、保護者や保育現場からは専門性軽視等の懸念の声が上がる。保育料無償化(2019 年、主に 3～5 歳児)では、新たに副食料費の徴収されている。

・コロナ禍における保育と自治体の動き

国が保障する基本的な運営費は維持されたが、一時保育や延長保育は利用者数で補助額が変わるため減収した。保育現場には慰労金は無く、自治体が独自に支給するなどの対応があった。保育の縮小等については、自治体ごとに対応が違い保護者や職員は戸惑った。自治体独自の対応は他にも、保護者負担軽減について認可外施設では減免措置が無い為に補助するなどの対応、感染者発生に備えた適切に保育を提供する体制維持の為に代替保育体制づくり(他から職員派遣など)、職員の定期的 PCR 検査、にもみられた。

・コロナ禍で出てきた自治体に求められる保育の課題

保育は社会生活維持に欠かせないエッセンシャルワークで、低賃金や労働時間の多さが保育士不足の根底にあることが浮き彫りになった。公立保育所は、コロナ禍での保育持続や災害時の避難所など果たす役割は大きい。施設基準や職員配置基準の引き上げの国への要望を自治体から上げることが必須である。

<コロナ禍で見えた学童保育(放課後児童クラブ)の現状と課題>

講師 永松範子 氏

・放課後児童健全育成事業の歩み

1950 年代に、安心して働きたい子どもに安全で豊かな放課後を用意したいという、仕事と子育ての両立を願う保護者の願いで学童保育は生まれ、1998 年～法制化。しかし、保育料も運営面でも保護者の負担が大きく、指導員の専門知識を高めるための研修が必要、運営費が足りず正規指導員を配置できない、など課題は山積した。2012 年児童福祉法改正、子育て支援事業の一つに位置付けられる。2020 年設備及び運営に関する基準が参酌化となる。自治体の考え方次第で実施基準が変更され、支援員の資格や配置及び数、処遇、など学童保育の質が左右されることになった。2020 年 5 月現在、学童保育数 33,600、入所児童数 130 万 5,400 人。

・2020 年 3 月小学校一斉休校での学童保育の実態

学校より 3 密で感染リスクが高い(もともと広さの基準が密集状態、密接、保護者はエッセンシャルワーカーが多くリスクが高め)。朝からの保育で、職員の長時間勤務や健康管理に苦悩する(もともと有資格者が不足しており扶養内勤務者が多い状態、更に人手不足に、退職する人も)。マスク消毒液など物資が手に入らない(保護者たちの協力を得るところも)。行政・学校との連携が難しい(直前の連絡に対応する日々、学校施設の利用制限、ガイドラインがなく困惑)。

・コロナ禍の子どもたち保護者たち

子どもたちは、あらゆる行事の中止、おやつ時の会話の禁止に手作りの中止、子どもたちのマスク着用や消毒の徹底は難しい、生活リズムの崩れ家族感染の心配などで不安を抱えている。保護者は、感染リスクの高い仕事で子どもを預けてよいのか悩む、仕事はしなければならない現状、保護者会が開けず繋がりが持てない、悩みの共有ができない。

・コロナ禍を経験しての課題

これまで抱えてきた課題が改めて浮き彫りになった。運営主体の目線ではなく、子どもを守り保育の質の向上を目指す視点で考えなければならない。非常事態時にも子ども保護者が安心できる環境づくりの為に経験豊かな常勤支援員の存在が不可欠である。

<感想>

コロナで潜在していた生活格差の問題が浮き彫りになった。中流世帯の生活も下降気味と聞くと、将来を担う子どもたちに分け隔てない保育・学習の場の提供に、国や県は勿論、各市町村も努めなければならない。議会も同じであると考える。

研修報告書

下記のとおりご報告いたします。

1	標 題	議員の学校 子どもの権利と地方自治体の政策 —地方議会の果たすべき役割とは何か—
2	日 時	令和3年5月10日 13:00～17:25 令和3年5月11日 9:15～16:40
3	場 所	オンライン受講
4	研 修 内 容	講義①＜コロナ禍の学校現場と子供の権利＞ 講師：荒井文昭氏（東京都立大学教授） 講義②＜コロナ禍で見えた保育園をめぐる自治体の動き＞ 講師：井上晶子氏（全国保育団体連絡会事務局次長） 講義③＜コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題＞ 講師：永松範子氏（特定非営利活動法人放課後児童支援員の仕事と研修・研究会事務局長） 講義④＜「子どもの権利」の歩みと地方自治体の政策の発展—合わせて「子どもの権利条例」の制定とその内容から学ぶ＞ 講師：池上洋通氏（議員の学校学校長・多摩住民自治研究所理事） コロナ禍で見えた子供に関する問題点を、学校、学童保育、保育所の現場から指摘されており、大変参考になった。 特に、外見からは見えにくい子供への心理的な影響について、十分に考慮する必要があることや、格差助長に繋がる懸念、保護者の負担増、人員不足、質の向上等の課題に対し、自治体が果たすべき役割の重要性について学べたことは、大変有意義であった。

以上

研修会名 第42回議員の学校、オンライン受講

日時・内容 令和3年5月10日(月)

「子どもの権利と地方自治体の政策—地方議員の果たすべき役割とは何か—」

「コロナ禍で見た保育園をめぐる自治体の動き」

参加者 今関公美

「子どもの権利と地方自治体の政策—地方議員の果たすべき役割とは何か—」

講師 荒井 文昭

1. コロナ禍における学校現場と子どもの権利

昨年の全国一斉休校要請をめぐる問題⇒ないがしろにされた子どもの声、軽視された学習する権利

「明日より学校はお休みになります。6年生は今日が小学校最後となります」と校長先生より急に告げられ卒業式もできなかった子ども達、その時の子ども達の声は「ぜんぜん納得しない、意味わかんない」「子どもの意見を聞かずに、おとなの意見だけで頼るのは、ちょっと困ります」「おとなだけじゃなく子どもも意見を言いたいです」「おとなからしたら、大人の立場も考えろと言うと思います。自分が一番だから」「なぜ子どもの意見は聞いてもらえないのかな」「イラつきと悲しみです。悲しみはもうこの学校に来られないこと」「どっかでこれを見せつけたい。子ども達も考えているってことを」以上の子ども達の声は NHK ETV 特集7人の小さき探求者—変わりゆく世界の真ん中で—2020年4月18日気仙沼市立小泉小学校6年生より

政府としては何より子ども達の健康・安全を第一に考え感染リスクに備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について臨時休校の要請となりましたが、大人の都合で保育所、保育園は行っていた。

本来であれば、「学校の設置者は感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休校を行うことができる」学校安全保健法20条により市区町村の教育委員会の権限となっている。

緊急事態とは言え、子どもの意見が反映される事無く、聞くことすら無く休校は91%に及んだまた、6月1日からは多くの学校が再開したが公民館・図書館など日本中の教育機関は長期の休館を余儀なくされた。子どもの権利は学校だけでは無い事を理解する必要がある。

さらに子どもの意見を聞くことなく修学旅行の中止も目立った。

今後改善が必要なのは、まず「学校運営協議会」コミュニティースクールである。

これは校長が学校運営を決める時に学校運営協議会に諮らなければならないとされている。しかし協議会には児童・生徒の参加は無く子どもの声が反映されていない。

学校運営協議会に参加できていないということは、自由に自己の意見を表明する権利を確保されていない。この場合において児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。「意見が尊重される権利（子どもの権利条例12条）」に反しているのではないか？

まとめ

北本市では昨年、栄小学校が閉校となり石戸小学校と統合となった。栄小学校閉校の議案は総務文教委員会にて否決となった。その理由としては「子ども達の意見、声を聴いていない。閉校となるのは仕方が無いとしても、どうして閉校となるのか？等の学年に応じた話し合いがされていない、これは子どもの権利に反しているのでは」であった。もし学校運営協議会に児童の参加があり、意見が言えていたならどのような意見があったのであろうか？また、総務文教委員会での賛否は全会一致で賛成であった事と思う。

講座受講報告

with コロナ時代の議員活動のすべて

講師 宮本正一氏

2021. 8. 6 (USBにて受講)

受講者 金森すみ子

<理想の地方議員になるために必要なこと>

・これからの地方自治体の要件

①効率的・自主的な経営をする②市民・NPO 団体と実務的に協働する③前記の①②を実現してくれる地方政治家を選出する。

これからの地方議員の要件

①新しい市民ニーズへの対応力を持つ②地域問題を明確にする③前記①②の解決プロセスを可視化する。

・地方議員の権限

発言権、表決権、動議提出権など絶大な権力である。議会の権限は、憲法や地方自治法に裏付けられている（条例制定改廃権、予算制定権）。増額修正権は持つが、予算発案や編成権は持たない。

・少数会派の戦略

市民陳情要望には、ハードルを低くしてどんなものにも耳を傾けると市民との距離が近くなり親近感をもってもらえる。「こんなこと？」のような内容でも、執行部にとって議員は無下にできない存在なので一般市民への対応と異なる。市民請願には、基本方針を定めて受け付けると良い（法律上可能か 財政的行政的な根拠があるか 近い将来実施可能かなど）。情報公開請求 住民監査請求は、執行部にとって一般質問以上にストレスが高い。会派 政治団体を結成し行動を共にしていく（チラシやポスターで連名などでもできる）。

・従来地方議員は特定地域や個別団体の代弁者として活動、新生地方議員（地域社会を成熟させる指導者、会派を超えてグルーピングし過半数を意識した議会運営する）として活動していくべきであろう。

・議員に先輩後輩は無い、謙遜はいらない、4年間の非常勤で何期か続けようとする匂いは禁物、4年で勝負するつもりで臨む。（何期か続けようするとカリスマ性が無くなる、仲間を行動させる行動を変えさせるフェロモンが激減、長期数の人にも無い）

<質問づくりのために>

・一般質問

市町村の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし所信の表明を求めるものである。執行部の政治姿勢責任を明らかにさせ、結果として現行の政策を変更正 新規製作採用などの効果がある。質問原稿作成の際は、大元の計画を明確に、質問と答弁がかみ合うように通告内容は具体的にすると有利となる。答弁調整は、執行部とのネットワーク構築に繋がる。答弁内容は、必ず把握し再質問の大まかな準備をする。議事録に残ることを意識する。理論的であるべき、棒読みではなく視覚に訴える。課題追求型（一番大事）、政策提案型、自己主張型などがある。

・決算審査

執行済みだからと軽視してはならない（予算行政効果を客観的に評価、会計処理への事前統制監視）。住民に代わって行政経済評価をする。民間経営は一株当たり利益の最大化、公益経営は事務事業再編による住民満足度の極大化に努める、との違いがある。政治に携わる者の資質として、LMA（指導力、経営力、分析力）の装備は必要である。効率的経営度は、実質単年度収支や経常収支比率で検証できる。自主的経営度は、過去10年の財政調整基金の推移（国県からの脱却のバロメーター）をみる。

・質問づくりの準備と技法

国県のHP等にアクセスし情報収集できる、総務省統計局、e-stat(政府統計の総合窓口)がお勧め。国県の担当者へ直接電話し無料アドバイスを受けるのもよい、議員のような公人には懇切丁寧に対応してくれる。定例懇話会をマスコミや警察等外部団体と行って公聴の機会をつくる。住民や関係者からの直接入手には、普段からの議会レポート作成や街頭演説 市政報告会が有効である。議会レポートは、A4カラーがお勧め、字を大きく、わかりやすく庶民目線にすると良い。連絡先に電話 fax メールアドレスは必須。重点投票区に配布する。

<感想>

本講座の中で講師は、「議会は首長執行部の監視だけではない、競う時代である。」「市民のニーズは何か、から離れてはいけない。」と強調していた。北本市の抱えている難題を思うと、確かに監視だけでは市民を安心安全な生活へ導くことはできないと感じている。本講座で得た知識を生かし努めていきたい。

研修名 新型コロナウイルス感染症で枯渇した自治体財政

講師 甲南大学経済学部 足立泰美

日時・ 令和3年12月13日 USB 研修

参加者 今関公美

・ 地方財政対策

国や地方公共団体は、国民の福祉増進を目指して行政サービスを提供、行政サービスとは全国一定の規模・水準が求められ、法令の規定で実施が義務付けられている

全地方公共団体が円滑に実施できるように、国が財源保障をするために毎年翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込み額に関する地方財政計画が策定される。

国の予算編成で、各府省は翌年度の予算要求を財務省に提出、地方団体負担項目は総務省に調書提出し、これをもとに地方財政計画を策定、要九年度の地方財政全体の収支を見通し、地方交付金法第6条における地方交付税（国税5税の一定割合）で収支均衡としている

・ 地方財政対策

収支に過不足が発生する場合、均衡するために「地方財政対策」を立てる。具体的には地方債増発、一般会計加算当がある。地方財政対策の決定とこれを踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体の標準的な行政水準を提供するために必要な財源が保障される仕組みだが、今は国の深刻な財政悪化となっている

歳入が歳出を下回る場合（財源不足が発生する場合）

1) 歳出抑制

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）と投資的経費（普通建設事業費）の抑制

⇒過度若しくは急激な抑制は「地方財政ショック」

高度経済成長期に作った公共施設、公民館、道路、ダム等が一気に老朽化している

※2004年度地方財政対策で、地方交付税総額・臨時財政対策債が前年度2兆8623億円削減、地方団体の予算運営に支障をきたす事態「地方財政ショック」が起き、三位一体改革期間（2004～2006年度）で地方交付税総額・臨時財政対策債5兆1244億円削減となる

2) 財源確保

税制改正、国庫補助負担金制度の変更等

地方交付金税、地方特例交付金、地方債当について適切な措置

地方債計画や地方財政計画の策定が必要

令和3年度地方債

臨時財政対策債と地方債が逦増している。地方税交付税は逦減しているまた、一般財源も逦減（高齢化により医療費増、介護費増）している。

臨時財政対策債は将来払ってくれると言っているが今の状況からは無理であろう。地方自治体が国に借金している状態

令和3年度の地方財政ポイント

「通常収支分」

感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や災害・減災・国土強靱化等の要課題への対応

地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ「新たな日常」の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進する事が出来るよう、安定的な税制基盤を確保する事が必要

特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額うい適切に確保し、地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、財源の偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築する事

令和3年度の地方交付税の概算要求の概要

【要求内容】

- (1) 財源不足の補填については、令和2年度から令和4年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策債特例加算（2.1兆円）を行う
- (2) 令和3年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ（10.2兆円）平成8年度以来連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に街灯する事が見込まれることから、同項に基づく交付税率の引き上げについて事項要求する。
- (3) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費の取り扱いを含めた国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調節する。

【講習受講して】

北本市に限らず、地方自治体は交付税頼みが深刻になっていく、なぜならば生産年齢人口が地方に行くほど減り、2030年度には全国の8割に当たる38道府県で、域内の供給力が足りずに必要な需要を賄えなくなる生産力不足に陥る事、また地方では総人口も生産年齢も減少しているが、現役世代の都市部への移住などで生産年齢人口の方が減少ペースより速い、これは近隣市町に比べ北本市は顕著に出て居る。そのため「消滅可能都市」と汚名を着せられてしまった。

北本市に限らず、地方から都市への所得移転が加速すると、地方と都市の税収格差が広がり、地方交付税への依存度はますます地方ほど高くなり、依存度が30年度には一段と高ま

り、全国で必要となる地方交付税は、現在の1.5倍に増えていくであろう。

今議会で可決した令和4年度予算では北本市の市税歳入は思ったほどの落ち込みは無かった。これは皮肉にもコロナにより業績を伸ばしている企業が市内にある事や、北本市はサラリーマンとして市外に働きに出ている方が多く、また交付税、臨時財政対策債からなるもので安心することではなく、今後さらに少子高齢化、生産年齢減少、民生費増加と縮小していく街づくりとして考えていかなければならない

以上

研修名 まちのくらしを支える水道事業

講師 甲南大学経済学部 足立泰美

日時・ 令和3年12月13日 USB 研修

参加者 今関公美

・水道管の寿命

地方公営企業法施行規則で法定耐用年数が40年と定められているが更新がなかなか進まない理由として原資になる料金収入が人口減少や節水機器の普及によって減少している。

⇒水道管の破損や水漏れなどのトラブルが増えている

例1) 奈良県桜井市(2015年10月)

42年前に設置した水道管の継ぎ目が腐食して破損し約4600世帯が断水したり水が濁ったりした。

例2) 長野県長崎市(2015年11月)

45年前に設置した水道管が破損して道路が陥没し、約1500世帯が断水したため料金を値上げした。

これらの事を踏まえ2009年～13年に279の自治体や企業が料金の値上げに踏み切る。

・人口、世帯、有水量

高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率(老朽化)はますます上昇する見込みの中、人口減少し有収水量は減少するが世帯数の減少は無いという現象がみられる。

・基幹管路

平成27年度から1.5%上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況
水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

・浄水施設

処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で回収が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況

・配水池

単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる

・上水道と簡易水道

「簡易水道」とは、法律の分野上、規模が小さいだけで、水質や安全性など基本的に設備の構造は上水道と同じ

・上水道と簡易水道の違い

簡易水道は、上水道と比べて給水原価が高い一方、供給単価が低い（上水道と同程度のことから）料金回収率が低い

上水道全体としては料金で原価をまかなえているものの、給水人口規模別にみると、小規模団体ほど原価が高くなり料金でまかなえていない傾向がある。

・簡易水道の実態把握

役場の組織、体制⇒水道担当が1名のみの村が多く、担当者に多大の負担がかかり、水道専任の場合は、毎日の施設巡回や残留塩素等の毎日検査に追われ、他の業務（浄化槽、住宅等）と兼務している村が多い

管理形態⇒全て役場管理となっている市町村もあれば、管理の一部または全部を地元に行かせている市町村もある。特に地元管理では、専門知識の不足から十分な管理が行われていないところもある。

浄水施設⇒異なる3つのろ過方式の施設がある村もあり、管理がさらに困難になり、凝集剤の調整が難しく、無人施設が多い小規模事業体では管理困難な急速ろ過方式の施設も多い

施設配置⇒山などの地形の影響を受け、市町村に施設が点在。地元水道組合の施設であったり、現在は市町村管理であってもかつての地元水道組合単位の施設配置のため、非効率となっている場合もある。

・官民連携の推進

アベノミクスの「第3の矢」における「官民投資を喚起する成長戦略」により空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度、いわゆる「コンセッションの導入を推進するとしている。（日本再興戦略より）

【講習を受けて】

公共施設の老朽化は水道管に限らず問題となっている。その中でも特に上下水道は命に関わる重要な施設である。全国的にみて水道使用量について少子高齢化により人口は減少、しかし世帯数の減少は少ない状態となっていると説明されたが、これは北本市でも同様である。というより北本市はこの状態が進んでいる。

「官民投資を喚起する成長戦略」により公共による管理から民間事業者による経営が水道事業で起こったならば、これは大問題だと考える。浄水場の保守点検や料金徴収業務、検診業務等の一部業務が民間委託になるのは問題ないが、全ての運営を民間に委ねるのは危険である。なぜならば水は生命にかかわる重要な物なので1日も停止する事は許されない、例えば運営を任されている事業者の経営破綻、災害（地震、ゲリラ豪雨、津波など）によるリスク対応、経営重視による水質低下、意図的な配水停止等々の観点から民間運営は難しい

しかし人口は減少しているが世帯数は現状のままとなっている状況から、今後の水道事業は収入より支出が多くなる、赤字経営となっていく事を考えていかなければならない。

<公共施設マネジメントの基礎>

マネジメント白書（2009年頃初めて公共施設建て替え試算を一覧に）で、公共施設の老朽化問題が明らかに。財政的視点での目標は、面積削減ではなく財政負担減（投資経費・経常経費の削減）である。拡充から縮充（縮小充実）の時代である今、複合化多機能化が必須となった。課題は、①安全確保（施設設備の不備解消には包括的保守管理委託で効率良く経費も削減…明石市）、②縮充（統廃合・再配置、利便性問題有り、公共施設で稼ぐ考えも有り）、③機能見直し（DX化・ポストコロナでの行動変容の組み込み）。小学校単位の生活圏における行政サービス（各小学校を、学校施設・福祉サービス施設・支所・地域活動などの拠点とする）が理想的とされている。

<公会計改革と公共施設との関係>

自治体の会計には“一般管理費（人件費等）”の概念が無く、採用雇用コストは“事業”になっており、“コスト感覚”が無い。包括的保守管理委託は、庁内合意形成で実施可能で行政改革への波及効果も期待できる。人件費と減価償却費で事業のフルコストを明確にし、施設整備のライフサイクルコスト検討は必須である。民間委託も賢く使っていく。庁舎リース方式では入居まで短期間となり人件費削減に効果あり（愛知県高浜市）。プロジェクトファイナンスの観点で審議していく。

<公共施設から見える財政問題>

行政経営の変化（少子化・税収減少）、コロナ禍による生活動態が変化（DX化・テレワーク促進で人が集まることが少なくなる）、が公共施設管理へ影響していくが、トリアージの発想（劣化状況、修繕履歴、実利用人数など）で統廃合再配置していく。マネジメントの方程式は、財源確保（課題）＝総面積の統廃合（面積圧縮率）＋民営化（経費圧縮率）＋受益者負担増（受益偏在改善率）＋遊休資産活用（売却・貸付率）…単純な面積圧縮ではなく縮充していく。

<公共施設も活用すれば稼ぐ施設に>

指定管理者制度は、公務員（直営）の限界から始まった制度であるが、時代の潮流は「官民連携」となっており、目標を「コスト削減」から「少しでも収益を得る（コストだけでなく効率的に住民の満足度を考える、縦割りから複合、多様な市民要望に対応）」に変える発想が大事。民間から見れば、公共施設運営はメリットが大きい（固定資産税無し、減価償却費計上無し、解体撤去費無し、一定年数で撤去可能、儲かればいつまでも）ので、民間のノウハウを活用していく（大阪市、掛川市、紫波町など）。

<感想>

今後は公共施設の複合化多機能化は必須であるが、共生社会の実現の観点でも、公共施設の利活用を行政・地域住民・民間企業の連携で進めて行くことが必要であると学んだ。

<予算審議のアプローチ>

・予算審議の視点

予算は、今後の財政計画の初年度分計画、後年度の財政に影響し、首長と議会の活動を拘束する。歳入では、税収の増減、財政調整基金の残高の確認。歳出では、来年度直面する課題や長期的課題に、的確に予算配分されているか、成果は見込めるか。将来の財政に与える影響はどうか。経常収支比率で予算編成の自由度、実質公債費比率では借金負担で他支出の自由度の制約の程度、投資の状況を見る。

・事務事業の審議に欠かせない視点

どんな目的（課題解決）か、どのような成果見込みか、費用額と財源（一般財源を中心に）、効率的な工夫はあるか。事業シートを請求するとよい。

・令和4年度予算のための事前準備

毎年6月公表の骨太方針のチェック、毎年12月決定の地方財政計画及び地方財政対策のチェック、毎年1月発表の国家予算で国の動向をチェック、その他予算に影響する事情（コロナ禍など）をチェックする。

・コロナの影響と令和4年度予算の方向性

時代は、感染症・気候変動・DXなど大きな転換点にあり、未来に向けた新たな取組を始める年度という認識で臨む。コロナで出てきた課題の克服が最優先、格差拡大が進む中で自治体の対応はどのようになるのか。

<総務費・民生費の質疑ポイント>

・行政のデジタル化とDX計画

2025年の崖（経産省の調べでは、DXが実現できないと、年間最大12兆円という現在の約3倍の経済損失が生じるとされている）に向けて、デジタル技術の活用により行政のあり方そのものを変える、行政文化（お役所仕事）を変えていく（地方公共団体情報システムの標準化～R7年までに）。一歩先を行こうとする自治体は少ない、議会はDXを理解し自治体の行政デジタル化を推進させる。重点取組事項としては、マイナンバーカードの普及促進（自治体独自のメリット付与なども積極的に取り組む、都城市では出産・転入・ボランティア・健康づくり・健診などで自治体ポイントをマイナンバーカードに付与）、行政手続のオンライン化（いつを目標に、どのような行政事務から進めるのか）、自治体のテレワーク促進、地域社会（中小企業）のデジタル化、デジタルデバйд対策などに、着目する。

・人件費の改革

人件費は自治体最大の経費、常に適正化を目指すべきである。人口減少とDX化の中での方向性・計画はあるか。人件費の適正度を測る（財政状況資料集）。定員の適正度を測る（総務省の定員管理調査）。人件費の効果的活用について、職員の能力開発や頑張りに対する評価・処遇も重要、人事評価の運用はどのようにされているのか。

・地域共生社会の考え方

縦割りの支援から、地域の支え合い活動との協働が求められている（横串を通して）。今はどのように支援しているのか、必要な人への支援を取りこぼしてはいないか、繋いでいけているのか（岡山市では、「つなぐシート」という複合課題チェックシートで対応している）。地域共生の実現のための多機関連携はどのように具体化しているのか。

・子ども子育ての諸課題

保育園待機児童の有無の確認。有りの場合は、年度当初だけでなく年度を通じての待機児童解消に対応できているか（相談機関の充実）、保育士人材確保の支援をしているか。待機無しの場合は、保育の質の向上（発達障

害児対応など)に努めているか。次の一步の取組で移住者が増える可能性がある(明石市)。

・児童虐待防止対策

乳幼児健診未受診者などに関する定期的な安全確認による発生予防早期発見。児童相談所が脆弱状態、発見できるのは市町村であるので体制の強化が必要。子ども家庭総合支援拠点の拡充、要保護児童対策地域協議会の充実に努めているのか。

<衛生費・産業経済費・土木費・消防費・教育費の質疑ポイント>

・人口減少時代における地域医療体制

人口は減少し高齢者は増加するが、年間死亡者数も増加する。80%の国民が病院で亡くなっているが、在宅での療養や看取りが増加すると予想され、その体制も地域に必要とされつつある。医療と福祉の多職種連携ができないか(横須賀市では、在宅医療連携会議)。医師会の理解協力を得ての、住民の啓発活動、在宅医の確保、を考えているか。

・コロナにおける保健所の体制整備

保健所を持つ自治体…逼迫時には保健所の代行の取組(大阪府は宿泊療養予約緊急コールセンター設置、四日市市は病院医院の医師が代行体制、群馬県は健康観察センター設置)。保健所を持たない自治体…医師会と自治体が連携してできる事があったのではないかと、という問題意識で今後の対策を考えるべきではないか。

・地球温暖化、カーボンニュートラルについて

地球温暖化対策実行計画の概要の確認、施行状況では主要事業が無ければ問題である。役所としてのCO2削減方策(再生エネルギーの調達計画、ペーパーレス取組等)、地域での取組の推進への働きかけ(省エネ・リサイクル活動へのマイナポイント付与、企業への補助金創設など)は考えているか。甲府市では、エコ活動などでマイナポイント付与の事例がある。

・コロナ後の経済政策

一番の打撃を受けた飲食業と観光業への支援が重要、年度当初からのスタートダッシュ刺激策が必要ではないか(地域飲食券や商品券など、基金を積極的活用)。リモートワークの環境整備支援(役所・中小企業)、多様な働き方を許容し推進(人事制度の見直し)。事業活動改革の前倒しが求められているという認識を持つ。

・GIGAスクールについて

アンケートでは、教員のICT活用指導力、学校での学習指導での活用、持ち帰り関連、が課題として挙げられている。教員のICT教育に取り組む時間的余裕がないのではないかと。学校現場における業務の適正化に向けた取組(部活動改革、給食費公会計化など)はなされているか。

<災害復旧費、公費、諸支出金、歳入の質疑ポイント>

・防災減災について

防災教育と訓練による知識の普及実態、自主防災組織の課題の把握、消防団加入促進、などの確認。感染症対策を踏まえた避難計画、地域防災計画の周知はどのようになされているか(アンケート調査など)。防災関係は財源措置されていて活用しやすい。

・公債費と基金

プライマリーバランスの確認。持続可能な財政運営には中長期の財政計画策定が必要ではないか(彦根市に事例あり)。財政調整基金の残高目標の適正の考え方は。土地開発基金(予算計上されない、今後大きな土地の取得も考えにくい)については廃止してはどうか。

・歳入の質疑

増収対策について、税収見込みから地域経済の現状を聴く(地域経済循環図より)。

・臨時財政対策債の質疑

地方の借金を国が肩代わりしてくれることは昨今の状況では考え難いが、臨時財政対策債を抑制する方向で財政運営することが、子どもたちへの責任ではないか。

<感想>予算は将来の市財政に与える影響があり、決算に比べて質疑は難しいと感じる。研修を生かしていきたい。

研修名 歳出のポイント

講師 川本

日時・ 令和4年2月9日 USB研修

参加者 今関公美

- ・自治体のお金の使い道を見える

性質別歳出の各費目（歳出の性質に従って分類したもの）

予算書には、目的別だが、目的別だと年度ごとの事業の多寡によって、金額が大きく変動するため比較しにくい。

客観的に財政状況を分析するために、統一した性質別の定義で支出を分類することが大切！

これらを比較するのには「類似団体」間で各性質別経費を比較すると、何が本市では多く、なにが少ないのかが見えてくる。

- ・人件費

過去5年間の推移を見る。全国のトレンド（一般財源額に占める割合）と整合しているか？していないのか？していない場合は何が原因かを見る。

生産年齢人口が減少する中で、将来的に役所の職員も減少するのが自然であるが、単に減少するだけでは市民サービスに影響が出てしまうので、目標値を決める必要がある。

役所の生産性を上げるために、デジタル化やロボットの活用が求められてくる時代となる

- ・扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の策において支出するものがあり今後どの自治体でも増えていく傾向にある

- ・物件費

賃金、旅費、役務費、委託料の経費であるが、今後、公の施設の管理のため委託料が多額になっていくので、公共施設の合理化の必要性（公共施設等総合管理計画）が重要となる。人件費が減少する代わりに賃金が増えていく

DXの調査・導入し標準化、共通化がデジタル化のキーワードとなる。国では2035年頃までに住基システムの統一仕様を作る予定。

管理委託料は専門家の目で管理してもらい、またクラウドの活用で効率化を図る必要がある。

- ・補助費等（負担金、交付金を含む）

補助金は公益上必要と認めた場合に支出することが可能。補助費等が類似団体と比べて大きい場合は、特に大きな額になっている補助金を決算で確認することが大切。

補助の妥当性（公益上の客観的必要があるか）をチェックし、補助金は固定化する傾向にあり定期的に見直す必要がある。その一つとして各種団体への補助は、補助の成果を問う必要がある。特に人件費補助は隠れ職員数になる可能性がある。

公営企業への繰り出し、一部事務組合に対する負担金は補助費等に分類されているので、通常の事務補助金や団体補助金とは区別してみる必要がある。

- ・役割論

地方公共団体のどの様な役割を果たすために、全市民に給費金を配るのか？

憲法25条の生存権は、国が保障すべき基本的人権であり、生活保護がその代表的な具体的政策。生存権保障を地方公共団体もすべきか？

地方公共団体の役割は、生存権保障ではなく生活保障ではないか。

所得にかかわらず、生活するのに必要なサービスを平等に提供することが地方公共団体の役割なのではないか？

- ・財源論

基金を財源にする時、そもそもばら撒きの給付金のために積み立てるという合意が議会、住民の中にあったか？

役割論と重なるが、基金（特に財政調整基金）は、継続してやらなければならないサービス提供が、歳入が細っても出来るように用意しているもので、給付金交付で使い果たすことは、元々の目的と違う、財政調整基金の処分要件に当てはまらないのでは？

財政調整基金の条例を確認する必要がある。

（北本市 財政調整基金の内容）

経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合、その他財源の不足を生じたときの財源に充当するため、北本市財政調整基金を設置、毎年度基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

- ・繰出金

特別会計に対して、一般会計から政策的理由により補填する経費

基準外繰出（事業会計では、当該会計の収入で当該会計の支出に充てるが原則。

その原則に反して住人の負担減当を理由に繰り出すこと）の有無、有の場合のチェックが重要

例）下水道事業で雨水処理のため繰り出し金使用は良いが、下水道料金を安くするための繰り出し金使用は違う

地方公営企業法による企業会計の適用が義務付けられていない会計（下水道事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計など）に対する繰り出しのみ計上

- ・積立金

財政調整基金：年度間の財源調整として、経済の急激な低迷により予想外に税収が落ち込んだ時等に歳入欠陥とならないようにする積立金

地方財政法第7条

地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一をくだらない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに、積立、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和

3年度分

使途基準 項 目	資料購入費	1/2 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和3年 4月15日	情報誌「厚生福祉」 2021/4～2022/3 発行：(株)時事通信社	54,120 振込手数料 660	4	
令和3年 4月27日	情報誌「食品と暮らし の安全」 2021/4～2022/3 発行：特定非営利活動 法人食品と暮らしの 安全基金	11,000	4	
令和3年 4月27日	情報誌「D-file」 2021/4～2022/3 発行：イマジン出版(株)	60,000	5	
令和3年 5月13日	情報誌「地方行政」 2021/4～2022/3 発行：(株)時事通信社	64,130 振込手数料 110	5	
令和3年 5月18日	情報誌「日経グローカ ル」 2021/4～2022/3 発行：(株)日経B Pマー ケティング	92,400 振込手数料 285	6	
令和4年 1月15日	書籍「押さえておきた い介護保険・高齢者福 祉」 発行：(株)ぎょうせい	2,530	6	
合 計 額		285,235		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和

3 年度分

使途基準 項 目	資料購入費	2/2 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和4年 3月28日	書籍「押さえておきたい公的扶助・生活保護行政」 発行：㈱ぎょうせい 「自治体職員心得簡条」 発行：㈱ぎょうせい	6,380	6	
合 計 額		6,380		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

No (4)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会

令和

3年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	1/3

キャッシュサービスご利用明細

ご利用ありがとうございます。

- お取引金額をお確かめください。
- お取引後残高欄の金額欄頭に「-」印がある場合はお借入残高を表わします。

お取引日	取振店番	機番	取扱番号
3-04-15	021	53	1600
金融機関コード	口座番号		
12500065000106146***			
万円	5千円	2千円	千円
	500円	100円	50円
	10円	5円	1円
お取引内容	お取引金額		
お引き出し	¥54,120		
取扱時間	受付番号	お取引後残高	
11:14	0025		

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥660 手数料 ¥0
みずほ銀行
内幸町営業部
普通預金
か) シンジ ツラツツヤ 様

ご依頼人 電話 048-594-7914
リョクワウカイ 様

埼玉縣信用金庫

《さいしん》からのご案内
裏面をご覧ください

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-04-27	03628	A93130004
取扱店	キタモトエキニシグチ	
払込口座	00170-4	120634
払込金額	*11,000	料金 *0
振替受付票		
振込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)		
入金金額	*20,000	
おつり	*9,000	
スマホ決済アプリ ゆうちょ Pay 口座の残高確認も 可能です！		

印紙税申告納
付につき税
務署承認済

領収書等貼付用紙

No (6)

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会

令和

3年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	3/3

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-05-1803628	A93160001	
取扱店	キタモトエニシグチ	
払込口座	00140-3 901469	
払込金額	*92,400	
料金	*285	
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
00140 3 901469		
株式会社 日経BPマーケティング		
〒101-8548 東京都千代田区千代田 9-2-4		
緑風会 様		
振替コード 10135480202104000001		
(振替用紙)		
入金額	*92,705	
おつり	*20	
スマホ決済アプリ ゆうちょPay		
口座の残高確認も 可能です！		

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

領収書

金額

¥2,530-

2022年 1月15日

No. 01-L000884053-R000008089

但し
(内)消費税額 ¥230円(含む)
上記正に領収いたしました。

株式会社 宮脇書店
〒760-0064 香川県高松市朝日新町2-19
宮脇書店 北本店
電話 048-591-9931



領収書

2022年 3月28日

No. 01-L000903321-R000008411

緑風会

様

金額

¥6,380-

但し
(内)消費税額 ¥580円(含む)
上記正に領収いたしました。

株式会社 宮脇書店
〒760-0064 香川県高松市朝日新町2-19
宮脇書店 北本店
電話 048-591-9931



領収書明細

2022/03/28(月) 14:31
No. 01-L000903321

013:4-324-11003-4
押さえておきたい公的扶助・生
@2200 1点 ¥2,200
014:4-324-11102-2
自治体職員 心得簡条
@4180 1点 ¥4,180

合計商品点数 2点
合計 ¥6,380
(消費税額) ¥580

課税対象額 ¥5,800
税額 10.00% ¥580

お預り ¥10,400
お釣り ¥4,020

領収書明細

2022/01/15(土) 15:50
No. 01-L000884053

013:4-324-11005-0
押さえておきたい介護保険・高
@2530 1点 ¥2,530

合計商品点数 1点
合計 ¥2,530
(消費税額) ¥230

課税対象額 ¥2,300
税額 10.00% ¥230

お預り ¥10,530
お釣り ¥8,000